

# 福井県報

第 392 号  
令和 8 年  
3 月 17 日(火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 告 示

- 指定公金事務取扱者の名称変更の届出(106・交通まちづくり課)……………2
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録事業者、廃止事業者等の告示(107・長寿福祉課)……………2
- 介護保険法に基づく指定事業所、廃止事業所等の告示(108～111・同)……………2
- 指定公金事務取扱者の指定(112、113・経営改革課)……………4
- 家畜の検査の実施(114・中山間農業・畜産課)……………5
- 家畜伝染病予防法の規定に基づく予防注射の実施(115・同)……………7
- 足羽文殊土地改良区の新たな土地改良事業(維持管理事業)の認可について(116・農村振興課)……………7
- 土地改良事業の計画変更の認可について(117、118・同)……………7
- 保安林の指定の予定(119・森づくり課)……………8
- ※福井県工事請負契約約款の一部を改正する告示(120・土木管理課)……………8
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について(121・道路保全課)……………10
- 道路の区域の変更(122～130・同)……………10
- 道路の供用の開始(131～133・同)……………13
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(134～140・河川課)……………14

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(2件・商業・市場開拓課)……………16
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知(森づくり課)……………17
- 土地改良事業の工事完了(坂井農林総合事務所)……………17
- 土地改良区の役員就任について(嶺南振興局)……………17
- 基本測量の実施(土木管理課)……………17
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………18
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(2件・同)……………18
- 都市計画の変更の図書の写しの縦覧(同)……………18
- 開発行為に関する工事の完了(丹南土木事務所)……………18

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(68)……………18
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(69)……………19
- 政治団体の解散の届出(70)……………21
- 資金管理団体の指定の届出(71)……………21

### 人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則および給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(2)……………22

### 監査委員告示

- 住民監査請求の結果の公表(7)……………25

### 公安委員会規則

- ※交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則(2・地域指導課)……………28

### 海区漁業調整委員会指示

- 漁業法第120条第1項の規定に基づく指示(8-1、8-2)……………29

### 海区漁業調整委員会告示

- 福井海区漁業調整委員会指示第8-1号に基づく様式(1)……………32

### 内水面漁場管理委員会指示

- コイの取扱いの制限(8)……………39
- コクチバスの取扱いの制限(8-2)……………39

### 内水面漁場管理委員会告示

- コイの取扱いの制限に係る水域の範囲(1)……………39

# 告 示

## 福井県告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により、指定公金事務取扱者から変更の届出があったため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社日本旅行TiS福井支店  
福井県福井市中央1-1-25 CURU—F福井駅
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
「交通事業者等への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務
- 3 変更事項  
（変更前）株式会社日本旅行TiS福井支店  
（変更後）株式会社日本旅行福井支店
- 4 変更年月日  
令和8年1月1日

## 福井県告示第107号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第18条に規定する届出があったので、同法附則第24条第2号の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

### 登録研修機関変更届出内容一覧

変更内容	事業所の名称	変更前	変更後	喀痰吸引等 研修の課程	登録研修機関 登録番号
申請者の氏名	株式会社なるぞ	有限会社なるぞ	株式会社なるぞ	第一号研修 第二号研修	1813138
事業所の名称	なるぞ訪問看護ステーション	訪問看護ステーション なるぞリハビリサービス	なるぞ訪問看護ステーション	第一号研修 第二号研修	1813138

## 福井県告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人  
指定居宅サービス事業者一覧表

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1860490075	ゆとりお訪問看護	福井県小浜市遠敷 76-6-1	株式会社AKIZ	令和8年4月1日	訪問看護
1860790110	ゴール伴走型訪問看護 さくらケアサービス	福井県鯖江市下河端町 4-6-1	さくらケアサービス株式会社	令和8年4月1日	訪問看護
1870800339	あわら市金津雲雀ヶ丘寮 短期入所生活介護事業所	福井県あわら市春宮 3-28-21	社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会	令和8年2月1日	短期入所生活介護

福井県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

指定介護予防サービス事業者一覧表

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1860490075	ゆとりお訪問看護	福井県小浜市遠敷 76-6-1	株式会社AKIZ	令和8年4月1日	介護予防訪問看護
1860790110	ゴール伴走型訪問看護 さくらケアサービス	福井県鯖江市下河端町 4-6-1	さくらケアサービス株式会社	令和8年4月1日	介護予防訪問看護
1870800339	あわら市金津雲雀ヶ丘寮 短期入所生活介護事業所	福井県あわら市春宮 3-28-21	社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会	令和8年2月1日	介護予防短期入所生活介護

福井県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

廃止居宅サービス事業者一覧表

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1860390150	訪問看護ステーションこころ	福井県越前市家久町 90-8-31	こころの合同会社	令和8年2月19日	令和8年3月1日	訪問看護
1871700991	リハビリデイサービスあすなろ	福井県坂井市三国町覚善 8-65-1	株式会社コーエー	令和8年2月6日	令和8年3月25日	通所介護
1870600127	さくら荘デイサービスセンター	福井県勝山市芳野町 2丁目1番11号	社会福祉法人 勝山福祉会	令和8年2月8日	令和8年3月31日	通所介護
1871700405	さかいデイサービスセンター	福井県坂井市坂井町折戸 1-58	社会福祉法人 坂井来春会	令和8年2月26日	令和8年3月31日	通所介護
1870300371	しくらデイ明日花	福井県越前市千福町 328	医療法人池慶会	令和8年2月27日	令和8年3月31日	通所介護

**福井県告示第111号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

**廃止介護予防サービス事業者一覧表**

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1860390150	訪問看護ステーションこころ	福井県越前市家久町 90-8-31	こころの合同会社	令和8年2月19日	令和8年3月1日	介護予防訪問看護

**福井県告示第112号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、電気・ガス価格高騰緊急対策事業 LPガス給付金給付事業 運営業務（令和8年1月～3月期分）を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 指定公金事務取扱者の名称および住所  
一般社団法人福井県LPガス協会

福井県福井市下江守町26-35-4

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出  
電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 LPガス給付金給付事業 運営業務委託（令和8年1月～3月期分）に係るLPガス販売事業者への給付金の支払い
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年2月24日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和8年3月2日

---

#### 福井県告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、電気・ガス価格高騰緊急対策給付金給付事業運営業務委託（令和8年1月～3月期分）を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社JTB福井支店  
福井県福井市中央1丁目2-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出  
電気・ガス価格高騰緊急対策給付金給付事業運営業務委託（令和8年1月～3月期分）に係る給付金申請者への給付金の支払い
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年2月24日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和8年3月2日

---

#### 福井県告示第114号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

検査項目	実施の目的	実施する区域	対象家畜の種類、範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	発生予防	あわら市 坂井市	1) 搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛 2) 繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛 3) 種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛 4) 前3号の牛と同一施設で飼育している牛	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	予備的抗体検出法、予備的遺伝子検出法、リアルタイムPCR法およびヨーニン検査
		県内全域	1) 搾乳あるいは繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛のうち、実施の期日内に県外から導入されたもの 2) 搾乳あるいは繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛のうち家畜保健衛生所長の指定するもの		
伝達性海綿状脳症	発生予防	県内全域	1) 牛海綿状脳症を疑う症状を呈して死亡した牛 2) 18ヶ月齢以上で死亡しためん羊および山羊	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	エライザ法、ウエスタンブロット法による検査および免疫組織化学的検査
腐蛆病	発生予防	県内全域	実施する区域内で飼育されている蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	肉眼検査および細菌学的検査
オーエスキー病	発生予防	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	エライザ法
豚熱	発生予察	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	RT-PCR法、蛍光抗体法、中和試験およびエライザ法
アフリカ豚熱	発生予察	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	PCR法
高病原性/低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	県内全域	実施する区域で、100羽以上の家きん(だちょうにおいては10羽以上)を飼育している農場で飼育されている家きんのうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	エライザ法および寒天ゲル内沈降反応

アルボウイルス感染症	発生予察	県内全域	未越夏牛（前年11月から当年4月までに生まれたもの）あるいは抗体陰性牛のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	中和試験
<b>福井県告示第115号</b>			家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜防疫員による豚熱予防注射を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。		
令和8年3月17日			福井県知事 石田 嵩人		
1 実施の目的	養豚場における豚熱の発生予防				
2 実施する区域	県内全域				
3 実施の対象となる家畜	豚				
4 実施の期日	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日				
5 注射の方法	皮下または筋肉内注射法				
<b>福井県告示第116号</b>			土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、令和8年3月6日付で足羽文殊土地改良区の新たな事業（維持管理事業）の施行を認可したので、同条第11項の規定により告示する。		
令和8年3月17日			福井県知事 石田 嵩人		
<b>福井県告示第117号</b>			土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第1項の規定に基づき、令和8年3月6日付で足羽川堰堤土地改良区連合の土地改良事業（維持管理事業）の計画変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。		
令和8年3月17日			福井県知事 石田 嵩人		

#### 福井県告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、令和8年3月6日付で小浜府中土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）の計画変更を認可したので、同条第11項の規定により告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

#### 福井県告示第119号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所  
越前市安戸町59字兄子谷8の1、8の2、9から12まで
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第120号

福井県工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

福井県工事請負契約約款の一部を改正する告示

福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事および設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。ただし、第9条の監督職員を置いたときは、当該職員がこれを行うものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の場合において、受注者は、発注者または監督職員の調整に従い、当該第三者または当該他の機関の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(現場代理人および主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項<u>第2号</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを</u></p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、受注者は、発注者または監督職員の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>(現場代理人および主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 (略)

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2～8 (略)

9 発注者は、第5項または第6項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

3 (略)

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2～8 (略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

#### 福井県告示第121号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	区 間
一般県道	福井鯖江線	福井市みのり1丁目2308から 福井市花堂北1丁目1127まで の上り線および下り線
主要地方道	福井朝日武生線	福井市みのり1丁目2308から 福井市みのり2丁目113まで の下り線
一般県道	東郷福井線	福井市みのり1丁目2309から 福井市みのり1丁目2308まで の下り線

#### 福井県告示第122号

一般県道東郷麻生津線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年3月

17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 ( 単 位 : メートル)	延 長 ( 単 位 : メートル)
一般県道	東郷麻生津線	新	福井市上河北町10字建持3番2から 福井市上河北町10字建持2番19まで	21.3 ~ 48.1	13.0
		旧	福井市上河北町10字建持3番2から 福井市上河北町10字建持2番19まで	21.3 ~ 33.0	

福井県告示第123号

一般国道162号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 ( 単 位 : メートル)	延 長 ( 単 位 : メートル)
一般国道	162号	新	小浜市千種1丁目16号22番2地先から 小浜市山手1丁目7号田辺19番7地先まで	14.1 ~ 27.6	881.1
		旧	小浜市千種1丁目16号22番2地先から 小浜市山手1丁目7号田辺19番7地先まで	8.5 ~ 16.8	

福井県告示第124号

一般国道305号の下記区間において、道路拡幅工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 ( 単 位 : メートル)	延 長 ( 単 位 : メートル)
一般国道	305号	新	丹生郡越前町小樟3字北鯨50番11から 丹生郡越前町小樟3字北鯨47番10まで	6.7 ~ 8.0	27.2
		旧	丹生郡越前町小樟3字北鯨50番11から 丹生郡越前町小樟3字北鯨47番10まで	5.5 ~ 6.7	

福井県告示第125号

一般県道中小屋武生線の下記区間において、歩道拡幅工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 ( 単 位 : メートル)	延 長 ( 単 位 : メートル)
------	-----	-----	-----	-------------------------	-------------------------

一般県道	中小屋武生線	新	南条郡南越前町牧谷41字 大塚1番7から 南条郡南越前町牧谷41字 大塚1番11まで	12.0	92.4
		旧	南条郡南越前町牧谷28字 西桜町8番5から 南条郡南越前町牧谷28字 西桜町5番5まで	9.0	90.0

福井県告示第126号

主要地方道舞鶴野原港高浜線の下記区間において、道路改良工事を行うことに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
主要地方道	舞鶴野原港高浜線	新	大飯郡高浜町山中122字 辻ノ山4番2から 大飯郡高浜町山中108字 中村22番4まで	8.0 ～ 44.4	474.5
		旧	大飯郡高浜町山中122字 辻ノ山4番2から 大飯郡高浜町山中108字 中村22番4まで	6.4 ～ 34.9	474.5

福井県告示第127号

一般県道福井鯖江線の下記区間において、道路改良工事を行うことに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	福井鯖江線	新	福井市みのり1丁目2308 から 福井市花堂北1丁目1127 まで	25.0	1330.0
		旧	福井市みのり1丁目2308 から 福井市花堂北1丁目1127 まで	15.0 ～ 17.7	1330.0

福井県告示第128号

主要地方道福井朝日武生線の下記区間において、道路改良工事を行うことに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
主要地方道	福井朝日武生線	新	福井市みのり1丁目 2308から 福井市花堂北2丁目 113まで	14.8 ～ 30.1	42.8
		旧	福井市みのり1丁目 2308から 福井市花堂北2丁目 113まで	14.8 ～ 27.9	42.8

福井県告示第129号

一般県道東郷福井線の下記区間において、道路改良工事を行うことに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 ( 単 位 : メートル)	延 長 ( 単 位 : メートル)
一般県道	東郷福井線	新	福井市みのり1丁目2309から 福井市みのり1丁目2308まで	14.9 ～ 44.5	13.1
		旧	福井市みのり1丁目2309から 福井市みのり1丁目2308まで	14.9 ～ 40.1	13.1

福井県告示第130号

一般県道福井新停車場線の下記区間において、道路改良工事を行うことに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 ( 単 位 : メートル)	延 長 ( 単 位 : メートル)

一般県道	福井新停車場線	旧	福井市昭和町146から 福井市昭和町146まで	4.0	4.0

福井県告示第131号

一般国道162号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	162号	小浜市一番町14号東広浜64番4地先から 小浜市一番町14号東広浜123番地先まで	令和8年 3月17日

福井県告示第132号

一般国道305号の下記区間において、道路拡幅工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

一般国道	305号	丹生郡越前町小樟3字北鮫50番11から 丹生郡越前町小樟3字北鮫47番10まで	令和8年 3月17日
------	------	--------------------------------------------	---------------

#### 福井県告示第133号

一般県道中小屋武生線の下記区間において、歩道拡幅工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和8年3月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	中小屋武生線	南条郡南越前町牧谷41字大塚1番7から 南条郡南越前町牧谷41字大塚1番11まで	令和8年 3月17日

#### 福井県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 施行者の名称  
大野市
- 2 都市計画事業の種類および名称  
大野都市計画下水道事業  
大野市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成8年8月9日から令和15年3月31日まで

#### 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

#### 福井県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 施行者の名称  
あわら市
- 2 都市計画事業の種類および名称  
嶺北北部都市計画下水道事業  
九頭竜川流域関連あわら市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和56年6月26日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 福井県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 施行者の名称  
坂井市
- 2 都市計画事業の種類および名称  
嶺北北部都市計画下水道事業  
九頭竜川流域関連坂井市公共下水道
- 3 事業施行期間

<p>昭和48年5月2日から令和13年3月31日まで</p> <p>4 事業地</p> <p>(1) 収用の部分 変更なし</p> <p>(2) 使用の部分 なし</p> <hr/> <p><b>福井県告示第137号</b></p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月17日 福井県知事 石田 嵩人</p> <p>1 施行者の名称 永平寺町</p> <p>2 都市計画事業の種類および名称 嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業 永平寺町公共下水道（松岡処理区）</p> <p>3 事業施行期間 平成4年11月19日から令和13年3月31日まで</p> <p>4 事業地</p> <p>(1) 収用の部分 変更なし</p> <p>(2) 使用の部分 なし</p> <hr/> <p><b>福井県告示第138号</b></p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月17日 福井県知事 石田 嵩人</p> <p>1 施行者の名称 越前町</p> <p>2 都市計画事業の種類および名称 織田都市計画下水道事業 越前町公共下水道（織田処理区）</p>	<p>3 事業施行期間 平成元年2月17日から令和13年3月31日まで</p> <p>4 事業地</p> <p>(1) 収用の部分 変更なし</p> <p>(2) 使用の部分 なし</p> <hr/> <p><b>福井県告示第139号</b></p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月17日 福井県知事 石田 嵩人</p> <p>1 施行者の名称 越前町</p> <p>2 都市計画事業の種類および名称 丹南都市計画下水道事業 越前町公共下水道（朝日処理区）</p> <p>3 事業施行期間 昭和53年11月24日から令和13年3月31日まで</p> <p>4 事業地</p> <p>(1) 収用の部分 変更なし</p> <p>(2) 使用の部分 なし</p> <hr/> <p><b>福井県告示第140号</b></p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月17日 福井県知事 石田 嵩人</p> <p>1 施行者の名称 五領川公共下水道事務組合</p> <p>2 都市計画事業の種類および名称 嶺北北部都市計画下水道事業</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

五領川公共下水道

3 事業施行期間

昭和54年2月15日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハーツ恐竜 福井駅東店

福井市日之出三丁目505番

2 変更した事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 113台

(変更後) 111台

3 変更した年月日

令和8年2月21日

4 変更した理由

地域住民からの要望により駐輪場（店舗北側）のスペース拡充及び仕様を変更（屋根付）し、来客用駐車場の収容台数が減少したため。

5 届出のあった日

令和8年2月20日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号

AOSSA5階

福井市商工労働部商工労政課

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができる。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハーツタウンわかさ

小浜市遠敷九丁目501番 外20筆

2 変更した事項

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 80台

(変更後) 35台

3 変更した年月日

令和8年2月21日

4 変更した理由

現状の利用実態に即した駐輪場の収容台数とするため。

5 届出のあった日

令和8年2月20日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県小浜市大手町6番3号

小浜市経済産業部商工振興課

(3) 福井県小浜市遠敷1丁目101

若狭合同庁舎内  
若狭会計室

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

1 所在の不明な者の氏名

古川由子

2 通知の要旨

- (1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月25日農林水産省告示第666号による。

3 掲示場所

福井県庁および勝山市役所

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

1 地区名

舟津地区

2 土地改良事業の名称

農業用排水施設（基幹水利施設ストックマネジメント）事業

3 工事完了年月日

令和7年3月10日

小浜中名田土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年2月27日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事	坂下 憲治	小浜市上田第25号11番地
〃	大江 定右衛門	〃 和多田第9号41番地
〃	東 清俊	〃 下田第38号4番地
〃	生木谷 久治	〃 上田第45号6番地1
〃	小堂 哲二	〃 下田第28号6番地
〃	宝里 正利	〃 下田第46号2番地
〃	奥東 善治	〃 下田第49号5番地
〃	大上 斉	〃 下田第62号6番地2
〃	西本 吉右衛門	〃 和多田第22号18番地
〃	大江 満司	〃 和多田第8号40番地
〃	中野 一幸	〃 深野第26号11番地1
〃	村上 市治	〃 深谷第17号4番地
監 事	中野 久一	〃 深野第18号6番地1
〃	内方 宏明	〃 下田第4号8番地2
〃	芝 幸夫	〃 和多田第15号4番地

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和8年2月18日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称  
国土地理院
- 2 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）
- 3 作業の期間  
令和8年4月23日から令和9年3月31日まで
- 4 作業の地域（関係市町村）  
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、高浜町、おおい町、若狭町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称  
勝山市荒土町新保20字横枕8番3
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名  
勝山市元町一丁目1番1号  
勝山市土地開発公社  
理事長 小沢 英治

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、永平寺町長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 都市計画の種類および名称
  - (1) 種類  
地区計画等（地区計画）
  - (2) 名称  
福井都市計画地区計画（松岡吉野地区計画）
- 2 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、永平寺町長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 都市計画の種類および名称
  - (1) 種類  
地区計画等（地区計画）
  - (2) 名称  
福井都市計画地区計画（松岡宮重地区計画）
- 2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、小浜市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 都市計画の種類および名称
  - (1) 種類  
小浜上中都市計画下水道
  - (2) 名称  
小浜市公共下水道
- 2 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称  
南条郡南越前町鯖波11字上三反田23番4、40番1、41番1
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名  
大阪市西区靱本町二丁目2番17号  
共栄産業株式会社  
代表取締役 田伏 儀浩

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年 12月24日	小嶋ひろき後援会	小嶋 宏樹	小嶋 亜矢	福井市高木北5-207-4
令和7年 12月26日	石田たかと後援会	木村 市助	佐野 直哉	福井市中ノ郷町15-4-1
令和7年 12月26日	平林とおる後援会	森中 裕信	山本 將博	越前市塚町53-1-4
令和8年 1月5日	さとうまさやす後援会	佐藤 昌康	佐藤 昌康	坂井市春江町中庄22-8
令和8年 1月5日	躍動福井	見谷 喜代三	葛野 早智代	福井市中央3-1-1
令和8年 1月6日	山田賢一越前町後援会	高田 浩樹	時田 和一良	丹生郡越前町西田中2-606
令和8年 1月7日	後藤正邦後援会	平本 秀信	前川 征	福井市円成寺町8-15
令和8年 1月7日	躍動福井の会	石田 嵩人	石田 誠	福井市灯明寺1-1607

福井県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和7年 10月1日	福井県民社協会	梶谷 好晃	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第3号にかかる国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体

			<p>主宰する衆議院議員または参議院議員の氏名および公職の種類（第3号）</p> <p>川合 孝典、参議院議員</p>	
			<p>主要な構成員である衆議院議員または参議院議員の氏名および公職の種類（第3号）</p> <p>岡野 純子、衆議院議員 岸田 光広、衆議院議員 長友 慎治、衆議院議員 西岡 義高、衆議院議員 橋本 幹彦、衆議院議員 鳩山 紀一郎、衆議院議員 深作 ヘスス、衆議院議員 向山 好一、衆議院議員 森 洋介、衆議院議員 磯崎 哲史、参議院議員 奥村 祥大、参議院議員 籠島 彰宏、参議院議員 田村 麻美、参議院議員 竹詰 仁、参議院議員 濱口 誠、参議院議員 浜野 喜史、参議院議員</p>	
令和7年 11月4日	福井県民社協会	梶谷 好晃	<p>主要な構成員である衆議院議員または参議院議員の氏名および公職の種類（第3号）</p> <p>岡野 純子、衆議院議員 岸田 光広、衆議院議員 長友 慎治、衆議院議員 西岡 義高、衆議院議員 橋本 幹彦、衆議院議員 鳩山 紀一郎、衆議院議員 深作 ヘスス、衆議院議員 向山 好一、衆議院議員 森 洋介、衆議院議員 磯崎 哲史、参議院議員 江原 くみ子、参議院議員 奥村 祥大、参議院議員 籠島 彰宏、参議院議員 小林 さやか、参議院議員 田村 麻美、参議院議員 竹詰 仁、参議院議員 濱口 誠、参議院議員 浜野 喜史、参議院議員</p>	<p>岡野 純子、衆議院議員 岸田 光広、衆議院議員 長友 慎治、衆議院議員 西岡 義高、衆議院議員 橋本 幹彦、衆議院議員 鳩山 紀一郎、衆議院議員 深作 ヘスス、衆議院議員 向山 好一、衆議院議員 森 洋介、衆議院議員 磯崎 哲史、参議院議員 奥村 祥大、参議院議員 籠島 彰宏、参議院議員 田村 麻美、参議院議員 竹詰 仁、参議院議員 濱口 誠、参議院議員 浜野 喜史、参議院議員</p>

福井県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年12月28日	佐藤寛治後援会	佐藤 修一
令和7年12月31日	西山理恵後援会	西山 理恵

福井県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資金管理団体 の届出をした者 (代表者) の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地
令和7年 12月26日	小嶋 宏樹	福井県議会議員	小嶋ひろき後援会	福井市高木北5-207-4
令和8年 1月1日	石田 嵩人	福井県知事	躍動福井の会	福井市灯明寺1-1607

# 人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則および給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月17日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第2号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則および給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則  
(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和32年福井県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(給料表の適用範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例別表第3アの表備考2のその職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものは、別表第1教育職給料表(1)の項に掲げる者のうちその職務の級が3級であるものとする。</p> <p>3 条例別表第3アの表備考2のその職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものは、別表第1教育職給料表(1)の項に掲げる者のうちその職務の級が4級であるものとする。</p> <p>4 条例別表第3イの表備考2のその職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものは、別表第1教育職給料表(2)の項に掲げる者のうちその職務の級が3級であるものとする。</p> <p>5 条例別表第3イの表備考2のその職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものは、別表第1教育職給料表(2)の項に掲げる者のうちその職務の級が4級であるものとする。</p> <p>別表第1 1の2 (第24条関係)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 教育職給料表(1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>区分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4級</td> <td>4種</td> <td style="text-align: center;">68,800</td> </tr> <tr> <td>5種</td> <td style="text-align: center;">59,600</td> </tr> <tr> <td>6種</td> <td style="text-align: center;">50,500</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	区分	管理職手当の額	4級	4種	68,800	5種	59,600	6種	50,500	3級	(略)	(略)	<p>(給料表の適用範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例別表第3アの備考2の人事委員会規則で定める職員は、別表第1教育職給料表(1)の項に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。</p> <p>3 条例別表第3イの備考2の人事委員会規則で定める職員は、別表第1教育職給料表(2)の項に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。</p> <p>別表第1 1の2 (第24条関係)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 教育職給料表(1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>区分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4級</td> <td>4種</td> <td style="text-align: center;">68,300</td> </tr> <tr> <td>5種</td> <td style="text-align: center;">59,200</td> </tr> <tr> <td>6種</td> <td style="text-align: center;">50,100</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	区分	管理職手当の額	4級	4種	68,300	5種	59,200	6種	50,100	3級	(略)	(略)
職務の級	区分	管理職手当の額																									
4級	4種	68,800																									
	5種	59,600																									
	6種	50,500																									
3級	(略)	(略)																									
職務の級	区分	管理職手当の額																									
4級	4種	68,300																									
	5種	59,200																									
	6種	50,100																									
3級	(略)	(略)																									

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	4種	65,700
	5種	57,000
	6種	48,200
3級	6種	48,100
	8種	(略)
	(略)	(略)

オ～ケ (略)

別表第11の3 (第24条関係)

ア・イ (略)

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	4種	64,300
	5種	55,700
	6種	47,200
3級	(略)	(略)

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	4種	62,800
	5種	54,400
	6種	46,000
3級	(略)	(略)

オ～ケ (略)

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	4種	65,100
	5種	56,500
	6種	47,800
3級	6種	47,800
	8種	(略)
	(略)	(略)

オ～ケ (略)

別表第11の3 (第24条関係)

ア・イ (略)

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	4種	63,700
	5種	55,200
	6種	46,700
3級	(略)	(略)

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	4種	62,200
	5種	53,900
	6種	45,600
3級	(略)	(略)

オ～ケ (略)

(給料の調整額の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料の調整額の支給に関する規則(昭和32年福井県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2 調整基本額表(第2条第4項第1号関係)		別表第2 調整基本額表(第2条第4項第1号関係)	
ア・イ (略)		ア・イ (略)	
ウ 教育職給料表(1)		ウ 教育職給料表(1)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額

(略)	(略)
3級	(略)
4級	13,100円(条例別表第3アの表備考2に規定する職員にあっては13,300円)

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
(略)	(略)
3級	(略)
4級	12,700円(条例別表第3イの表備考2に規定する職員にあっては12,900円)

オ～ケ (略)

別表第3 調整基本額表(第2条第4項第2号関係)

ア・イ (略)

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
(略)	(略)
3級	(略)
4級	12,500円(条例別表第3アの表備考2に規定する職員にあっては12,600円)

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
(略)	(略)
3級	(略)
4級	12,200円(条例別表第3イの表備考2に規定する職員にあっては12,300円)

オ～ケ (略)

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(以下「改正後の給与条例施行規則」という。)および第2条の規定による改正後の給料の調整額の支給に関する規則(以下「改正後の給料調整額支給規則」という。)の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の給与条例施行規則および改正後の給料調整額支給規則を適用する場合には、第1条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則および第2条の規定による改正前の給料の調整額の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例施行規則および改正後の給料調整額支給規則の規定による給与の内払とみなす。

(略)	(略)
3級	(略)
4級	13,100円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
(略)	(略)
3級	(略)
4級	12,700円

オ～ケ (略)

別表第3 調整基本額表(第2条第4項第2号関係)

ア・イ (略)

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
(略)	(略)
3級	(略)
4級	12,500円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
(略)	(略)
3級	(略)
4級	12,200円

オ～ケ (略)

# 監査委員告示

## 福井県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和8年3月13日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和8年3月17日

福井県監査委員 大森 哲男  
同 笹原 修之  
同 五十嵐 昌子  
同 伊藤 和弘

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人（略）

2 請求書の提出日 令和8年1月15日

#### 3 請求の要旨

監査請求書および請求人の陳述の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

#### (1) 措置請求事項

監査委員は、県に対し、前知事杉本達治氏（以下「前知事」という）への退職手当の支出・支払に関与した職員に損害賠償請求を行うよう勧告されたい。

#### (2) 請求の理由

県は、前知事に対し、令和7年12月26日に退職手当6,000万円余を支払った。  
当時、前知事が福井県職員に対しセクハラ行為を行ったことについて、外部弁護士による事実関係の調査が行われ、前知事もまたセクハラ行為を行ったことを認めており、セクハラ行為があったことは、公知の事実であった。

令和8年1月7日に調査担当弁護士による報告書の会見があり、会見に同席した副知事他3名の県職員は、ストーカー行為等の規制に関する法律に抵触することおよび刑法の不同意わいせつ罪に該当する事例があったことを認めた。

退職手当を支払うか否かは大きな政治的判断がなされるべきことであって、6,000万円余の請求書を前に一旦保留することは、県民の血税を預かるものとして当然の責務である。これを怠った退職手当の支出負担行為、支出命令および支払行為は違法かつ不当である。

「福井県職員等の退職手当に関する条例」（以下「条例」という）第13条第2項第1号の規定に、退職手当の支払差止処分を行うことができる場合の1つとして、「犯罪があると思料するに至ったとき」とある。県は同規定により支払差止処分を行うべきであった。「犯罪があると思料するに至ったとき」とは、「公務員の退職手当法詳解 第7次改訂版 退職手当制度研究

会編著 学陽書房刊」（以下「解説書」という）では、①本人の供述、②関係者の供述、③職場内外で収集した物証、④警察等から提供を受けることができた情報を総合的に勘案し、事実関係について相当程度の確証が得られたことが必要とされている。これについては、

#### ①本人の供述

福井新聞 令和8年1月8日記事

前知事は7日、自身のセクハラ問題に関する調査報告書公表を受け、代理人弁護士を通じて書面でコメントを発表した。自身のセクハラ行為を「低俗かつ愚劣なものであり、被害者の方々の尊厳を傷つけたことであると深く反省している。」

#### ②関係者の供述

福井新聞 令和8年1月8日記事

外部弁護士の調査委員3人は（中略）情報提供をもとに14人に接触し、資料提供などの協力が得られた女性職員3人と通報者の計4人に対するセクハラを認定した。前知事は職務で接点を持った職員に対し性的なメッセージを深夜や休日、業務中を問わず送信、被害者が拒絶しても、しばらくすると再びメッセージを送り、口止めしたり暗に性的関係を繰り返し求めたりしており、調査委員は「ストーカー規制法に抵触する違法行為である可能性を否定できない」と言及した。

前知事は飲食店などで被害者の太ももを触ったり、足を絡めたりする行為に及んだ。調査委員は、被害者の説明の信用性が高く「不同意わいせつ罪に抵触する可能性も否定できない」とした。

#### ③職場内外で収集した物証

セクハラに該当する約1,000通のテキストメッセージが残されている。

#### ④警察等から提供を受けることができた情報

刑事訴訟法第239条第2項に基づき、関係職員は司法警察員に対し、告発を行う義務があるが、いまだに行っていない。

以上の点を総合的に勘案すれば、刑法の不同意わいせつ罪、ストーカー行為等の規制等に関する犯罪を行ったとの事実関係について相当程度の確証が得られたことは明白である。この罪は拘禁刑に処される重罪である。

前知事は、退職手当は労働の対価であると主張し返還を拒否しており、退職手当の法的回収の手段はない。よって、退職手当の支出負担行為、支出命令および支払行為に関与した職員は、連帯して、損害を補填しなければならない。

#### 4 請求人から提出された事実証明書

令和8年1月 8日付け 福井新聞記事の写し

令和8年1月16日付け 福井新聞記事の写し

### 第2 監査の実施

#### 1 請求人による証拠の提出および陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定により、令和8年2月4日に証拠の提出および陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から請求内容の陳述があり、新たな証拠として「福井県事務決裁規程（抜粋）」が提出され、前知事に対する退職手当の支払は、同規程第4条に定める「上司の決裁を受けなければならない事項」に該当することから、総務部長の決裁は違法かつ不当であると主

張した。

## 2 監査対象事項

県が前知事に対して行った退職手当の支払を監査対象とした。

## 3 監査対象機関 総務部人事課

## 4 監査対象機関の説明

監査対象機関に対して資料の提出を求めるとともに、令和8年2月13日に説明を聴取し、質問に対する回答を求めるなどした。その内容等は概ね次のとおりである。

### (1) 退職手当の支払の経緯について

前知事からは、令和7年12月5日付で退職手当の請求があった。

知事や職員の退職手当については、条例第2条の3の規定により「退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない」とされている。

一方、条例第12条では退職手当の支給を全部または一部制限する処分ができる場合として①懲戒免職等処分を受けて退職した者、②地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者と定められている。なお、同規定による失職とは、拘禁刑以上の刑に処せられ、失職する場合を指す。

また、条例第13条では退職手当の支払差止処分ができる場合として、①刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職をしたとき、②退職手当を支払っていない段階において、起訴されたとき、③その者に犯罪があると思量するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときと定められている。

さらに、支払差止処分を行った場合についても、「刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、懲戒免職処分を受けることなく、1年を経過した場合には、速やかに支払差止処分を取り消さなければならない」とされている。

以上を踏まえ、前知事へ退職手当を支払うにあたり、条例に定める支給制限処分および支払差止処分の対象になるか、慎重に検討した。

### (2) 退職手当の支給制限処分について

退職手当の支給制限処分については、懲戒免職処分を受けて退職した場合には支給制限処分を行うことができるが、知事は地方公務員法上、特別職に区分され、同法の適用外であるため、知事に対して懲戒免職処分を行うことはできない。

また、拘禁刑以上の刑に処せられて失職した場合に、支給制限処分を行うことはできるが、退職手当を支払う時点において、拘禁刑以上の刑に処せられていないことを踏まえ、支給制限処分を行うことはできないと判断した。

### (3) 退職手当の支払差止処分について

退職手当の支払差止処分については、条例第13条の規定により「刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職をしたとき」もしくは、「退職手当を支払っていない段階において、起訴されたとき」は、支払差止処分を行うことはできるが、退職手当の支払時点において、い

れにも該当していない。

また、条例第13条第2項第1号に定める「その者に犯罪があると思量するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」についても支払差止処分は行えるが、その者に犯罪があると思量するに至るかどうかについては、解説書において、前知事や関係者の供述、警察から提供を受ける情報を総合的に勘案し、事実関係について相当程度の確証が得られることが必要であり、漠然とした風聞に基づき何らかの不当な行為があったかもしれないという程度の心証では足りないものと解されていることを踏まえると、①退職手当の支払時点においては特別調査委員会の報告書の内容が公表されておらず、犯罪があると思量するに至る状況ではなかったこと、②県顧問弁護士にも支払差止処分を行うべきか相談した結果、支払差止処分を行うことは不相当であるとの見解を得たことから、支払差止処分を行うことはできないと判断した。

佐賀地方裁判所平成30年（行ウ）第4号令和2年8月28日判決は、「犯罪があると思量する」との判断にあたり、非違行為が刑事事件として立件される見込みがあるか否かは、重要な要素であり、退職手当の支払日までに逮捕または起訴される見込みがない以上、退職手当の支払の差止めを行わなかったことが条例に違反するとはいえないとしている。

このため、前知事が辞職してから1月にあたる令和8年1月3日（土）の直前の営業日である令和7年12月26日（金）に退職手当の支払を行った。

### (4) 退職手当の支払を一旦保留しなかった理由について

条例第2条の3の規定により「退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし…(中略)…特別の事情がある場合は、この限りでない。」とされている。

退職手当は、県が支払義務を負う金銭債務であるとともに、退職者が権利として請求し得る給付であり財産権に該当する。

また、解説書では、退職手当の支払期限は「職員が退職した日から起算して1月以内」であるが、これは、「退職手当は職員が退職した日から起算して1月後に支払うという意味ではなく、退職手当の支給手続きが支給期限前に完了した場合には、支払期限の到来を待たずに直ちに支給されなければならない」とされている。

また「特別の事情」については、支払差止処分の規定が漸設された際に設けられた規定であり、「特別の事情」とは、①死亡等による予期し得ない退職のため、事前に退職手当の支給手続を行うことが出来なかった場合、②退職手当の計算根拠となる基礎在职期間に、独立行政法人等に在職した期間が含まれており、その確認に相当な時間を要する場合とされており、退職手当を支払うことを前提としつつ、相続人の確定や支給額の確定ができないなど、1月以内に支給することが物理的に不可能な状態を指していることから、今回の事案については、「特別の事情」には該当しないと判断した。

### (5) 退職手当の支払を総務部長が決裁したことについて

前知事の退職手当については、条例に基づき支払うものであり、裁量の余地がないことから、福井県事務決裁規程第4条に規定する「上司の決裁を受けなければならない事項」に当たらない。

## 第3 監査の結果

本件請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

## 1 結論

本件請求には、理由がないものと認め棄却する。

## 2 確認した事実

令和7年11月25日 前知事が辞任の意向を表明  
令和7年12月4日 前知事が辞任  
令和7年12月15日 総務部長が退職手当の執行何を決裁  
令和7年12月19日 人事課長が退職手当の支出負担行為兼支出命令書を決裁  
令和7年12月26日 県が前知事に退職手当6,162万円を支払  
令和8年1月7日 ハラスメント事案に関する特別調査委員が調査報告書を公表

## 3 請求人の主張に対する検討

請求人は前知事への退職手当の支出・支払に関与した職員に対し、県が損害賠償請求を行うことを求めているが、支出・支払に関与した職員に賠償責任が生じるのは地方自治法第243条の2の8により、「故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠ったことにより県に損害を与えたとき」に限られる。

このため、退職手当の①支給制限処分、②支払差止処分、③支払の保留をしなかったことが違法であるか検討する。

### (1) 退職手当の支給制限処分をしなかったことについて

特別職である知事は地方公務員法の適用外であり懲戒免職処分の対象とはならない。また、前知事は退職手当を支払う時点で拘禁刑以上に処せられていないことから、条例第14条第1項の規定による退職手当の支給制限の対象でないことは明らかである。

### (2) 退職手当の支払差止処分をしなかったことについて

条例第13条第2項第1号中の「犯罪があると思料するに至ったとき」とは、条文では明示されておらず、具体的な状況に応じて県が判断するものである。

監査対象機関は、「その者に犯罪があると思料するに至るかどうかについては、事実関係について相当程度の確証が得られることが必要であり、退職手当の支払時点においては調査報告書の内容が公表されておらず、犯罪があると思料するに至る状況ではなかった。また、県顧問弁護士にも相談した結果、警察による捜査が行われておらず、犯罪があると判断する段階には至っていないため不相当であるとの見解を得て、支払差止処分を行うことはできないと判断した」と説明している。

支払の差止処分を行うか否かは裁量行為である。裁量行為については、「その判断が社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したと認められる場合に違法であると判断すべきである。」(最高裁令和4年(行ヒ)第274号令和5年6月27日第三小法廷判決)とされている。

本件については、上記のとおり、監査対象機関が判断した論拠には合理性があり、裁量権を逸脱・濫用したとは認められない。

### (3) 退職手当の支払を一旦保留しなかったことについて

条例第2条の3では、退職手当の支払期限は「職員が退職した日から起算して1月以内」であり、「特別の事情」がある場合は、この限りでないとしている。これは、手続上のやむを得ない

事情で期限内に支払うこと出来なかった場合に、県が履行遅滞の責を負わないために設けられた規定であることから、第2条の3の「特別の事情」を適用して支払を保留することはできないものとする。

## 4 判断

上記(1)～(3)に記述したとおり、退職手当の①支給制限処分、②支払差止処分、③支払の保留をしなかった判断に裁量権の逸脱・濫用は認められないことから、今回の退職手当の支払は適法であり、支払に関与した職員に損害賠償の責任は生じない。

## 付記

監査の結果については上記のとおりであるが、特別調査委員による調査報告書の公表により前知事によるセクシャルハラスメント行為の実態が明らかになったことで、退職手当の支払に対して県民の間に強い疑念と不信が広がっていることも事実である。

令和8年2月定例県議会において、「福井県知事等の退職手当に関する条例」の改正が提案されているが、この改正が県民の理解が得られるものとなることを望むとともに、「福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例」の制定はもとより、ハラスメント行為に対する実効性のある再発防止策が早急に整備されることを強く望むものである。

# 公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月17日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会規則第2号

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則（昭和54年福井県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>交番、駐在所および署所在地の名称、位置および所管区ならびに警備派出所の名称および位置は、次の表のとおりとする。</p> <p>1 署所在地、交番および駐在所</p>				<p>交番、駐在所および署所在地の名称、位置および所管区ならびに警備派出所の名称および位置は、次の表のとおりとする。</p> <p>1 署所在地、交番および駐在所</p>			
所属署名	名称	位置	所管区	所属署名	名称	位置	所管区
福井県福井警察署	(略)	(略)	(略)	福井県福井警察署	(略)	(略)	(略)
同 福井南警察署	麻生津交番	福井市 <u>浅水二日町</u>	福井市のうち 引目町、大島町、江端町、下荒井町、中荒井町、杉谷町、今市町、安保町、浅水町、銚ヶ崎町、冬野町、三尾野町の一部（福井中央工業団地を除く。）、中野町、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目、浅水二日町、浅水三ヶ町、花守町、三十八社町、森行町、上江尻町、下江尻町、江尻ヶ丘町、角原町、主計中町、生野町、三本木町、徳尾町、末広町、真木町	同 福井南警察署	麻生津交番	福井市今市町	福井市のうち 引目町、大島町、江端町、下荒井町、中荒井町、杉谷町、今市町、安保町、浅水町、銚ヶ崎町、冬野町、三尾野町の一部（福井中央工業団地を除く。）、中野町、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目、浅水二日町、浅水三ヶ町、花守町、三十八社町、森行町、上江尻町、下江尻町、江尻ヶ丘町、角原町、主計中町、生野町、三本木町、徳尾町、末広町、真木町
	花堂交番	(略)	(略)		花堂交番	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
同 大野警察署	(略)	(略)	(略)	同 大野警察署	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)				2 (略)			

附 則

この規則は、令和8年3月19日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

福井海区漁業調整委員会指示第8-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、松出シ瀬海域におけるいか類を除く水産動物（以下「水産動物」）の採捕について、次のとおり制限する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用し、かつ福井海区漁業調整委員会が発行する標旗を掲げて行う場合は、第2項第2号を除きこの限りでない。

令8年3月17日

福井海区漁業調整委員会 会長 小林 利幸

第1 松出シ瀬海域

点Aと点Bを結ぶ線と、水深200メートルの等深線とで囲まれた松出シ瀬および大グリの海域とする。（以下「松出シ瀬海域」という。）

点A：北緯 36度14分11.076秒（日本測地系 北緯 36度14分

東経135度53分49.490秒（日本測地系 東経135度54分

点B：北緯 36度24分11.024秒（日本測地系 北緯 36度24分

東経136度 5分49.404秒（日本測地系 東経136度 6分

第2 制限内容

- 1 手釣りまたはさお釣りにより水産動物を採捕してはならない。
- 2 遊漁船業者は、水産動物を採捕する利用客を、当該海域に案内してはならない。

第3 承認漁法

承認の対象漁法は、釣り漁業が行う釣り、遊漁が船を錨等で固定させずに行う手釣りまたはさお釣り（まき餌釣りは除く、以下「流し釣り」という。）とする。

第4 承認区域

釣り漁業および遊漁の承認をする区域は、次のとおりとする。

- (1) 釣り漁業：松出シ瀬海域
- (2) 遊 漁：松出シ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒（日本測地系北緯36度24分）以北および東経135度59分49.436秒（日本測地系東経136度00分）以東の区域

第5 操業および遊漁の期間

操業および遊漁の期間は、次のとおりとする。

- (1) 釣り漁業：4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

第6 承認隻数等

釣り漁業の承認隻数または遊漁の標旗発行枚数は、次のとおりとする。

<p>(1) 釣り漁業：福井県と石川県に住所を有する漁業者 220隻以内。</p> <p>(2) 遊漁：標旗の発行枚数 140枚以内。</p> <p>第6の2</p> <p>釣り漁業に関し、前項の隻数を超過して申請があった場合の承認については、前年度の操業実績者を優先するものとし、操業実績のない者および新規の申請者については、福井海区漁業調整委員会による公正な抽選に基づき承認する船舶を選定する。</p> <p>第6の3</p> <p>遊漁の承認については、要件を満たす全ての申請者に対して承認する。ただし、標旗は次に示した団体（以下「遊漁団体」という。）に預け、管理および調整を託する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福井県：福井県漁場利用協議会</li> <li>2 石川県：石川県プレジャーボート連絡協議会</li> </ol> <p>第7 承認の申請</p> <p>釣り漁業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、所属する漁業協同組合長の副申書および名簿とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。</p> <p>遊漁にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者であって遊漁団体に所属する者は、遊漁団体の長の副申書および名簿とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。</p> <p>遊漁にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者であって遊漁団体に所属しない者は、申請書および誓約書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。</p> <p>ただし、当該海域において、試験研究または教育実習のために水産動物を採捕する場合は、副申書に代えて、試験研究計画書または教育実習計画書を添付した申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出して、承認を受けなければならない。</p> <p>第7の2</p> <p>遊漁にかかる承認を申請する場合は、次の内容を確認できる書面の写しを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数15トン未満の船舶で、船舶検査証書の航行区域において松出シ瀬海域を航行区域に含む船舶であること。</li> <li>2 1級小型船舶操縦士免許の有資格者であること。</li> <li>3 松出シ瀬海域において確実に陸船間の連絡が可能な通信設備を装備している船舶であること。</li> <li>4 対物賠償および対人賠償にかかる賠償責任ならびに船体救助および人命救助にかかる捜索救助費用に関する保険に加入している者かつ船舶であること。</li> </ol> <p>第7の3</p> <p>福井県に住所を有しない者で、釣り漁業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。</p>	<p>第7の4</p> <p>船舶を所有しない者で、当該承認を受けようとする使用者は、船舶使用承諾書を申請書に添付しなければならない。</p> <p>第8 承認証の交付</p> <p>福井海区漁業調整委員会長は、承認をした時は、承認証を交付するものとする。</p> <p>第9 制限または条件</p> <p>承認するに当たっては、次のとおり制限または条件を付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業または遊漁を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に揚げなければならない。</li> <li>(2) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。</li> <li>(3) 遊漁の乗組員は3人以内で、使用する竿数は3本以内とする。</li> </ol> <p>第9の2</p> <p>釣り漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月および10月を始期とする半期について、各期の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を所属する漁業協同組合を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。</p> <p>また、遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、遊漁期間の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。</p> <p>第9の3</p> <p>承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業または遊漁を行う時は、第8に規定する承認証を船舶に備え付けておかななければならない。</p> <p>第9の4</p> <p>承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各項に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。</p> <p>第10 違反者の措置</p> <p>承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者が、制限または条件あるいは指摘事項に違反した場合には、福井海区漁業調整委員会長は当該船舶の承認を取り消すことができる。</p> <p>第11 遊漁団体への指摘</p> <p>遊漁団体は、第6の3項に規定する標旗の管理および調整の他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。</p> <p>第12 申請書類等の様式</p> <p>申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。</p> <p>第13 指示の有効期間</p> <p>令和8年3月17日から令和10年4月30日まで。</p> <hr/> <p>福井海区漁業調整委員会指示第8-2号</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

なお、令和3年8月31日付け委員会指示第3-8号は、令和8年3月17日をもって廃止する。

令和8年3月17日

福井海区漁業調整委員会 会長 小林 利幸

第1 底びき網漁業の操業の制限

次の表の左欄に掲げる海域においては、それぞれ当該右欄に掲げる期間、底びき網漁業の操業を禁止する。ただし、4月1日からその年の5月31日までの期間、次の表の左欄に掲げる海域の北緯35度58分以南におけるホタルイカを目的とする操業は除く（経緯度数値については世界測地系による。）。

第2 採捕の制限

前項のただし書きの期間において、ホタルイカの採捕を目的とする操業の場合は、採捕海域に関わらず、ホタルイカ以外のものを採捕してはならない。

海 域	期 間
次の点1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25および1の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた海域	毎年3月21日からその年の6月30日まで（ただし、鋸崎から正北の線以西についてはその年の5月31日まで）
1 福井県と石川県の陸岸の境界の地点から真方位315度の方向に引いた直線上における水深350mの地点	毎年9月1日からその年の11月5日まで
2 北緯 36度33.682分 東経135度53.824分	
3 北緯 36度15.184分 東経135度40.826分	
4 北緯 36度09.185分 東経135度33.827分	
5 北緯 36度09.827分 東経135度29.154分	
6 北緯 35度59.082分 東経135度29.154分	
7 北緯 35度59.486分 東経135度29.828分	
8 北緯 35度58.336分 東経135度32.827分	

9 北緯 35度53.187分 東経135度43.177分	
10 北緯 35度55.687分 東経135度49.327分	
11 北緯 36度00.186分 東経135度52.328分	
12 北緯 36度02.336分 東経135度51.728分	
13 北緯 36度06.585分 東経135度49.825分	
14 北緯 36度11.685分 東経135度44.826分	
15 北緯 36度11.185分 東経135度40.826分	
16 北緯 36度12.185分 東経135度40.826分	
17 北緯 36度14.684分 東経135度41.326分	
18 北緯 36度16.684分 東経135度42.826分	
19 北緯 36度19.384分 東経135度46.825分	
20 北緯 36度19.184分 東経135度50.825分	
21 北緯 36度22.684分 東経135度52.825分	
22 北緯 36度24.683分 東経135度55.824分	
23 北緯 36度26.683分 東経135度58.824分	
24 北緯 36度28.183分 東経136度00.824分	
25 福井県と石川県の陸岸の境界の地点から真方位315度の方向に引いた直線上における水深250mの地点	
上記の点16、17、18、19、20および16を順次に結ぶ線によって囲まれた海域	毎年6月1日からその年の6月30日まで

(世界測地系)

第3 指示の有効期間

令和8年3月17日から令和9年3月16日まで。

## 海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第1号

福井海区漁業調整委員会指示第8-1号（令和8年3月17日）第12の規定に基づく様式は、次のとおりとする。

令和8年3月17日

福井海区漁業調整委員会 会長 小林 利幸

# 松出シ瀬承認事務 様式集

福井海区漁業調整委員会



第7項関係 様式

松出シ瀬海域における釣り漁業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所  
氏名

松出シ瀬海域における釣り漁業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 漁業種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 操業区域 松出シ瀬海域
- 3 操業期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 4 根拠地
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名 丸
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数 トン
  - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
  - (5) 使用権の種類 自己所有船・使用賃借権

6 添付書類

- (1) 第7の2に規定される内容について証明できる書面の写し。  
〔注〕上記5の「(5)使用権の種類」が使用賃借権の場合、「船舶使用承諾書」を添付すること。

第7項関係 様式

松出シ瀬海域における遊漁承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所  
氏名

〔遊漁団体に所属しない場合に記入  
連絡先名称：  
電話番号：〕

松出シ瀬海域における遊漁の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り（ただし、まき餌釣りは除く。）
- 2 遊漁区域 松出シ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒（日本測地系 北緯36度24分）以北および東経135度59分49.436秒（日本測地系東経136度0分）以東の区域
- 3 遊漁期間 4月15日から8月31日まで
- 4 根拠地
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 船舶検査番号
  - (3) 総トン数または登録長 トンメートル
  - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
  - (5) 使用権の種類 自己所有船・使用賃借権

6 添付書類

- (1) 第7の2に規定される内容について証明できる書面の写し。  
〔注〕上記5の「(5)使用権の種類」が使用賃借権の場合、「船舶使用承諾書」を添付すること。

第7の4項関係 様式

船舶使用承諾書

令和 年 月 日

様

住所  
氏名

貴殿が私所有の下記船舶を使用することを承諾します。

記

- 1 船 名 丸
- 2 漁船登録番号または船舶検査番号
- 3 総トン数または登録長 トン メートル
- 4 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
- 5 使用期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

第8項関係 様式(表面)

漁調委釣第 \*\*\* 号

釣り漁業承認証

住所 \*\*\* \*\*

氏名 \*\*\* \*\*

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 操業区域 松出シ瀬海域
- 3 操業期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 4 使用船舶
  - (1) 船 名 \*\*\*\*\* 丸
  - (2) 漁船登録番号 \*\*-\* \*\* \*\* \*\* \*
  - (3) 総 ト ン 数 \*\*\*\*\* トン
  - (4) 推進機関の種類および馬力数 \*\*\*\*\* \*\* \*\* 馬力
- 5 承認の有効期間  
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 6 制限または条件  
(1) 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長



第8項関係 様式（裏面）

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (3) 釣り漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月および10月を始期とする半期について、各期の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を所属する漁業協同組合を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業を行う時は、本承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第8項関係 様式（表面）

漁調委釣第 \*\*\* 号

遊 漁 承 認 証

住所 \*\*\* \*\*  
氏名 \*\* \*\*

- 1 釣りの種類 流し釣り（ただし、まき餌釣りを除く）
- 2 遊漁区域 松出シ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒  
（日本測地系 北緯36度24分）以北および東経135度59分49.436秒（日本測地系東経136度0分）以東の区域
- 3 遊漁期間 4月15日から8月31日まで
- 4 使用船舶
  - (1) 船 名 \*\*\*\*\*
  - (2) 船舶検査番号 \*\*\*\*\*
  - (3) 総トン数または登録長 \*\*\*\*\* トン \*\*\*\*\*メートル
  - (4) 推進機関の種類および馬力数 \*\*\*\*\* \*\* 馬力
- 5 承認の有効期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 6 制限または条件
  - (1) 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長



第8項関係 様式 (裏面)

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 遊漁の乗組員は3人以内で、使用する竿数は3本以内とする。
- (3) 遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、遊漁期間の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、遊漁を行う時は、本承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6の3項、第9項関係 様式

●漁 業：

5 2 cm

松出シ瀬 釣り漁業 承認旗  
松  
福井海区漁業調整委員会

4 2 cm

布地の色：エンジ  
文字の色：白

●遊 漁：

福井県漁場利用協議会管理分

5 2 cm

松出シ瀬 遊漁 承認旗  
松一福  
福井海区漁業調整委員会

4 2 cm

布地の色：緑  
文字の色：黒

石川県プレジャーボート連絡協議会管理分

5 2 cm

松出シ瀬 遊漁 承認旗  
松一石  
福井海区漁業調整委員会

4 2 cm

布地の色：黄  
文字の色：黒

第9の2項関係 様式

松出シ瀬 釣り漁業・遊漁 釣獲実績報告書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所

氏名

承認番号	船名	漁船登録または船舶番号	操業形態
			釣り漁業・遊漁

操業月日 (月/日)		本		人		本		人		本		人		本		人	
ウスメバル (沖メバル)	尾数																
	k g																
キダイ	尾数																
	k g																
マダイ	尾数																
	k g																
メダイ	尾数																
	k g																
ブリ類	尾数																
	k g																
その他	漁種名																
	尾数																
	k g																
	漁種名																
	尾数																
	k g																
	漁種名																
	尾数																
k g																	

第7項関係 様式

誓 約 書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

私は、福井海区漁業調整委員会指示第8-1号および「松出シ瀬海域  
遊漁に関する協定」の内容を遵守し、誠実に秩序ある漁場利用に努める  
とともに、違反した場合の措置についてもこれらの規程に忠実に従うこ  
とを誓います。

住 所

氏 名



## 内水面漁場管理委員会指示

### 福井県内水面漁場管理委員会指示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイおよびニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和8年3月17日

福井県内水面漁場管理委員会 会長 此下 美千雄

#### 第1 指示の内容

##### 1 持ち出しの禁止

公共用水面およびこれと接続一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生している若しくは発生している疑いがあると福井県知事が認めた場合は、食用に供する場合、採捕した同一水域内で増殖行為を行う場合および福井県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

この場合、福井県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

##### 2 放流の制限

公共用水面およびこれと接続一体をなす水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが(1)、(2)の全てを満たしていること。

- (1) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたコイでないこと
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと

ただし、採捕したコイを採捕した同一水域内に再放流する場合は除く。

#### 第2 指示の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

### 福井県内水面漁場管理委員会指示第8-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、コクチバスの取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和8年3月17日

福井県内水面漁場管理委員会 会長 此下 美千雄

#### 第1 指示の内容

公共用水面およびこれと接続一体を成す水面において、コクチバスを採捕した者は、コクチバスをその水域に放してはならない。

#### 第2 指示の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 内水面漁場管理委員会告示

### 福井県内水面漁場管理委員会告示第1号

福井県内水面漁場管理委員会指示第8号に基づく水域の範囲を次のように定める。

令和8年3月17日

福井県内水面漁場管理委員会 会長 此下 美千雄

- 1 早瀬川水系（久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖ならびにこれらの湖に接続する河川本流および支流）
- 2 九頭竜川水系（九頭竜川本流および支流）
- 3 大聖寺川水系。但し、福井県内の水域に限る。（大聖寺川、北潟湖ならびに接続する河川本流および支流）

